

広島県選挙管理委員会告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年九月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、二四九
広島市東区	三二、四五五
広島市南区	三七、六八六
広島市西区	四九、八五八
広島市安佐南区	六〇、五一六
広島市安佐北区	四一、〇五八
広島市安芸区	二一、一四五
広島市佐伯区	三六、五八四
呉市	六六、一九八
竹原市豊田郡	一〇、三〇九
三原市世羅郡	三二、一六二
尾道市	四〇、二七八
福山市	一二五、九二二
府中市神石郡	一四、八一九
三次市	一五、四三五
庄原市	一一、〇一八
大竹市	七、九四四
東広島市	四七、四六四
廿日市市	三一、九六七
安芸高田市	八、六二五
江田島市	七、四九七
安芸郡	三一、五七五
山県郡	七、四八六